

## 令和2年度秦野市上下水道審議会・第2回下水道部会

午後2時00分開会

**○課長代理（総務担当）** 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより令和2年度秦野市上下水道審議会・第2回下水道部会を始めさせていただきます。

本日は御多用のところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議でございますが、部会委員8名のうち、現在6名の出席をいただいておりますので、上下水道審議会規程によりまして、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日の会議録への御署名ですが、部会長のほか、輪番制によりまして、川島委員にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、開会の前に2点ほど御報告をさせていただきます。

まず1点目は、前回の審議会にて御意見をいただきました令和元年度上下水道事業会計決算につきまして、10月6日の市議会において、決算の認定が議決されましたことを御報告いたします。誠にありがとうございました。

2点目につきましては、本市水道の起源である曾屋水道が今年130年を迎えたこともありまして、曾屋水道を公益社団法人土木学会の認定制度であります選奨土木遺産に応募いたしました。土木学会からは、住民主体の簡易水道としては全国初めてであり、明治・大正・昭和と続く我が国の水道技術の推移を今に伝える貴重な土木遺産であるとの評価をいただき、秦野・曾屋水道施設群として、選奨土木遺産に認定されましたことを御報告申し上げます。

なお、この認定につきましては、9月28日に土木学会のホームページで公表されております。

報告は以上となります。

それでは、開会に当たりまして、茂庭部会長、御挨拶をお願いいたします。

**○茂庭竹生部会長** 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

なかなか新型コロナが収まりません。ヨーロッパではついに第2波が来ているようですけれども、幸いにも、水道あるいは下水道による環境汚染で感染が広がったという報告はありません。そっと胸をなでおろしているところなんですけれども、ただ、これからも起きないという保証は全くありません。水道、下水道というのは、そういう意味での環境汚染対策で最も重要な社会基盤ですので、健全な格好で運営できるように、皆さんにも御協力をお願いしたいと思います。

本日の議題は、公共下水道の事業計画における財政計画に関するものです。

よろしく御審議のほどお願いいたしたいと思えます。

○課長代理（総務担当） ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の次第のほか、資料1-1として「公共下水道施設整備計画」、資料1-2としまして、「公共下水道施設整備計画・新旧対照」になります。続いて、参考として「浸水対策事業変更箇所図」、資料2-1としまして、「公共下水道事業財政計画」、資料2-2としまして、A3の「財政計画表（公共下水道事業）」、同じような「財政計画表（公共下水道事業）」ということで、右上に参考と付されているものをお配りしております。それから、資料2-3として「財政計画表の比較」、参考資料といたしまして10月1日の神奈川新聞の記事、これは料金改定の見送りに関する記事になります。それと、10月9日の神奈川新聞の記事で、選奨土木遺産の認定の記事となっております。

机の上に、昨日秦野市の全戸に新聞折り込みをいたしました秦野水道130周年のチラシをお配りさせていただいております。それと、「はだの上下水道ビジョン」と、上下水道審議会資料、緑色のフラットファイルを机上のほうに配付させていただきました。資料は以上となります。不足書類等がございましたら、お声かけいただければと思えます。なお、上下水道ビジョンとフラットファイルの資料につきましては、会議終了後に回収をさせていただきますので、机の上にそのまま置いていただければと思えます。

また、前回の審議会で申し上げました令和3年度からの上下水道料金の改定につきまして、第3回定例市議会の一般質問に対する答弁で、市長が改定を見送ることを公式に明らかにいたしました。その際の新聞記事と曾屋水道施設群が土木学会選奨土木遺産に認定されたことが掲載された新聞記事を参考に配付しております。

それでは、茂庭部会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

○茂庭竹生部会長 それでは、次第に従いまして、まずは報告からお願いいたしたいと思えます。

「秦野市公共下水道事業計画」における「施設整備計画」の一部修正について、御説明をお願いします。

○課長代理（下水道計画担当） 下水道施設課下水道計画担当の守屋と申します。よろしくお願いいたします。それでは、前回7月6日に御説明させていただきました「秦野市公共下水道事業計画」における「施設整備計画」の一部修正につきまして、御報告させていただきます。

今回、施設整備計画に関する資料につきましては、お手元の資料1-1が修

正後の一式でございます。資料1-2につきましては、前回御説明させていただいた計画が修正となったページを比較対照できるよう、見開きで新旧対照としております。

○茂庭竹生部会長 どうぞ座って説明してください。

○課長代理（下水道計画担当） よろしいですか。では、着座にて失礼します。

あと、A3の蛇腹折りで参考ということで、浸水対策事業の主な変更箇所を示した図となります。

それでは、資料1-2により説明をさせていただきます。

2枚おめくりいただきまして、右側が（旧）といたしまして修正前のページ、左側が（新）といたしまして修正後となります。

こちらは、汚水処理に関する内容となりますが、右側の前回御説明させていただいた計画書では、アのこれまでの取組の本文3行目に「市街化区域内の整備を概成し」と表記しておりましたが、概成という言葉が市民の皆様方にはなじみが薄く、分かりづらい表現と考え、左側（新）に示したとおり、「概ね完了」と修正させていただきます。

続きまして3ページ、次のページになります。浸水対策の推進でございます。

前回の説明では、これまで鶴巻地区の浸水対策に集中的に投資し、大根川ポンプ場の供用開始や大根第10幹線整備を進めた結果、一定の効果が見られる状況にあることから、令和12年度までの計画期間では鶴巻地区以外の室川水系や水無川水系で浸水が発生している箇所を重点に整備する計画といたしておりました。

しかしながら、前回、当部会が開かれた7月6日の翌週に、令和2年7月豪雨と称されるほどの大雨が降り、本市においても道路冠水や床下浸水などの被害がところどころで発生してしまいました。

今回の被害状況や雨水管渠の整備による効果を再考し、令和7年度までの前期5か年の整備延長を1,553メートルから1,826メートル、約273メートル追加することとしました。

また、後期5か年につきましては、事業費の大幅な増加を抑えるため、196m減とし、10か年の合計では77メートルの増加に抑えております。

参考資料の浸水対策事業変更箇所図を御覧下さい。

図の中央付近に位置する室川第9枝線ですが、場所につきましては平沢地区の出雲大社という施設のある近くでございます。7月の大雨により道路冠水がひどく、隣接する宅地等に浸水被害を及ぼすおそれがあることを確認でき、赤く示した線の下の方に、既設雨水幹線がありますが、そこからの約350メートルの整備を予定いたしまして、前期5か年に追加いたします。

また、図の右側に位置する大根第2枝線と大根第10幹線につきましては、前期5か年に追加するほどではありませんが、計画期間である令和12年度までの間には整備が必要と考えられるため、後期5か年に追加いたします。

これらの追加による事業費の増加を軽減するため、図の左側に位置する室川第9-1幹線と水無第11-1幹線につきましては、大雨時の雨水排水の状況を考慮し、令和13年度以降へ先送りすることとしました。

資料1-2にお戻りください。続きまして、4ページの管渠の更新でございますが、こちらは計画期間の10年間で整備する延長に変更はございませんが、老朽化が著しく、破損した場合には接する住宅への影響が懸念される大根第10-1幹線につきましては、前期5か年での整備延長を20メートル追加し、各年度の延長を精査した結果の修正となります。

続きまして6ページ目、管渠の耐震化でございます。こちらにつきましては、今年度末までの耐震化済みとなる延長を精査した結果、現総合地震対策計画に位置づけております広域避難所や病院、市庁舎などの防災拠点から浄水管理センターまでを結ぶ重要な管渠のうち、耐震化が済んでいない延長が3.8キロメートルでありましたので、前期5か年で100%となるよう計画を修正しました。

前期5か年で、現総合地震対策計画に位置付けられた管渠の耐震化が完了した後に、次に耐震化を優先すべき管渠として、大規模地震時に重要な役割を担う緊急輸送路、こちらは主に国道や県道が指定されておりますが、そこに埋設されている管渠や、地震により管渠が破損した場合に影響が大きいと思われる軌道敷や河川横断している管渠の耐震化が必要と考えております。

しかしながら、管渠の耐震化には多額の事業費が必要となり、緊急輸送路に関しては、先ほど申し上げたとおり、主に国道や県道が指定されていることから多くの区間で歩道が設置されております。

このような状況の中、地震時に管渠が破損した場合においても、緊急輸送路に支障を及ぼすおそれの低い歩道に埋設されている全ての管渠を耐震化するのではなく、管渠の老朽化が進み、更新することで耐震化も図れることなどから、前期5か年で国の耐震化方針も考慮しながら、どの範囲まで耐震化すべきか十分に検討していきたいと考えております。

以上のことから、軌道敷や河川の横断を含め、後期5か年では耐震化が必要と思われる延長が、先ほど申し上げた緊急輸送路や軌道敷横断の部分につきましては10キロ以上あると推定されておりますので、財政計画を考慮しまして5か年で5キロ程度を見込む計画といたしました。

以上、各施策の事業の計画を見直したことにより、2枚おめくりいただきまして年度別事業計画表ですが、こちらはA3になりますので、左右対照で見比

べることが困難ですので、2枚でお配りいたしております。

表面の9ページの右下の部分を御覧ください。前期5か年では修正後、合計が約47億6,000万円に修正となりまして、(旧)の45億8,360万円と比較しまして、1億8,000万円ほどの増となります。

主な要因といたしましては、管渠の耐震化・更新事業における施工単価を見直したことによるものです。

裏面の5か年と10か年の合計でございます。10ページになります。まず後期5か年の合計金額は、新旧比較しますと3億9,000万円の増で、こちらも管渠の耐震化と更新事業の単価の見直しに加え、雨水管渠の整備事業費が約9,000万円ほど増となっております。

雨水整備につきましては、延長は短くなったものの、室川9-1幹線よりも大根第10幹線のほうが断面が大きいことからメートル当たりの単価が増大し、事業費の増となったものです。

これらによりまして、3億9,000万円の増となり、計画期間である10か年の合計では約5億7,000万円の増となりました。

以上で、公共下水道施設整備計画の一部修正内容につきまして、御報告を終わります。

**○茂庭竹生部会長** ありがとうございます。

ただいまの説明のありました事項について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

**○石川順一委員** すいません、6ページ目なんですけども、耐震化率の表記のところが私が理解できなくて、(旧)のほうで前期4.4キロで90.8%で、2.1キロをやって100%で、トータル6.5キロで100%になるという話だったのが、新しく直したときに、3.8キロやって100%ということなんでしょうか。

**○課長代理(下水道計画担当)** こちらに関しましては、(旧)のほうでは重要な管渠、先ほど申し上げた避難所や病院から、ここ、浄水管理センターまでを総合地震対策計画で重要な管渠として位置づけておりますが、その未耐震の区間が6.5キロ残っているものとして計画書を作成しました。先ほど御説明しましたとおり、今年度末までの耐震化済みの延長を再度精査したところ、残りは3.8キロだけということが確認できましたので、当初6.5キロを前期、後期にまたいで重要な管渠の耐震化を整備する予定でしたけども、3.8キロであれば前期の5か年で耐震化ができるということで、計画を修正させていただきました。

では、後期はどうするのかということで、総合地震対策に位置づけている重要な管渠については前期で終わらせて、前期5か年の間に、次に優先的に耐震化したほうがよいと考えられる緊急輸送路や軌道敷横断部分の耐震化をどこま

で耐震化するか、どの範囲を耐震化するかを、十分前期5か年で検討させていただいて、後期5か年にひとまず5キロ分の耐震化を進めていこうということで、このような形の計画に修正させていただきたいと思っております。

○茂庭竹生部会長 見直しの結果ということですね。

○課長代理（下水道計画担当） はい。

○石川順一委員 6.5キロがもともと22.9キロのうち、耐震化が図られていないというのが、見直しをして8.8キロになったと。そのうち、3.8キロを5か年でやって、残りを後期5か年でという意味であれば、22.9キロの耐震化が図られていないのが8.8キロなんですか。それとも3.8キロでしょうか。

○課長代理（下水道計画担当） 22.9キロのうち、耐震化が図られていないのは3.8キロだけだったということが確認できたということで、6.5キロだと思っていたものが3.8キロであったということ、修正させていただきました。

○石川順一委員 ということは、5キロは耐震化をしないわけではないんですね。

○課長代理（下水道計画担当） 重要な管渠として位置づけたものを前期5か年で終わらせます。終わらせた後に、その次に耐震化したほうがよいと思われる緊急輸送路、今は避難所や病院と浄水管理センターを結ぶラインをまず最重要路線として、全体で22.9キロあるのですが、その整備を終わらせようとしております。

その次に、まだ、やはり緊急輸送路等も重要な道路ですので、そこで地震時下水道に不具合が生じて、道路陥没を起こしちゃいけないということもありますので、その部分については、どの範囲まで、緊急輸送路は車道もあり、歩道もあります。歩道の部分に関しては、災害時にはさほど影響が少ないのかなというところも考えておりますので、そこを前期5か年で十分に精査させていただいて、新たな総合地震対策計画をつくるという考えでおります。

○石川順一委員 分かりました。ありがとうございます。

○茂庭竹生部会長 ということは、この（新）のほうの後期の5.0キロというのは、まだ距離としては確定していない、この程度だろうということですか。

○課長代理（下水道計画担当） それ以上があると想定しておりまして、ただ、5年間でできる延長は5キロ程度だろうというところで、取りあえず5キロを計画させていただいております。

○茂庭竹生部会長 現状が59.2%の耐震化率だということですね。

○課長代理（下水道計画担当） 管渠全体がということ、重要でない細街路の部分を含めましてということ、です。

○茂庭竹生部会長 そうすると、（旧）のほうでは、この参考と書いたところに、

本来平成30年度末現在と書かなきゃいけなかったということですかね。

○課長代理（下水道計画担当） はい。申し訳ありません。

○茂庭竹生部長 分かりました。

ほかにはいかかでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見等がないようですので、これより議事に入りたいと思います。

議事の1「秦野市公共下水道事業計画」における「財政計画」についてを議題とします。まずは、資料2-1「公共下水道事業財政計画」について、事務局から説明をお願いいたしたいと思います。

○課長代理（経営担当） 経営総務課経営担当の野尻といいます。よろしく願います。説明が長くなりますので、着座にて説明させていただきます。

資料につきましては、茂庭部会長からお話があったように、まずは資料2-1からですが、使用いたしますのが資料2-2の財政計画表、A3横の蛇腹折りになってございます。参考という形で、同じような財政計画表の資料、最後に、資料2-3、各財政計画の比較ということで、こちらもA3、1枚の蛇腹折りになってございますので、よろしく願います。

それでは、資料2-1を御覧いただけますでしょうか。

初めに、上からⅢの公共下水道事業編、同じく3の公共下水道事業計画、そして、下のほうに行きますと、今度は2、公共下水道事業財政計画とありますが、このように番号が混在していますが、これにつきましては、後日「はだの上下水道ビジョン」の冊子としまして編集する際に、1として施設整備計画を追加するなどといったことがございまして、今現在はこのような表記になっていますので、御了承ください。

それでは、丸のはじめにのところからご説明をいたします。

「はだの上下水道ビジョン」では、事業拡張から維持管理の時代へとシフトする転換期に発生する課題に取り組むために、経営戦略を前期、中間期、そして後期の3期に分け、戦略を明確にし、取組を行います。

令和3年度からの10年間は、前期の経営基盤の強化の期間となりますが、市民の安全安心なライフラインを維持するためには、ビジョンで定めています4つの基本方針、まず1つ目が安定した汚水処理と浸水対策のさらなる推進、次が、適切な資産管理と施設維持の強化、次に、災害に強い施設や体制の構築、そして最後に、健全経営のための基盤の強化という、これらの基本方針に基づきました各基本施策の実現が欠かせません。

下水道の管渠は水道施設に比べまして、整備に取りかかった時期が近年ですので、本格的な更新は令和8年度以降から始まります。また、下水道施設は、国

の施策として短期間に集中して整備されたことにより、現在の下水道使用料では施設の維持整備に係る費用を十分に回収することができず、補填財源も十分ではありません。

こうしたことから、健全な経営を推進しまして、経営基盤の強化を早急かつ着実に進めなくてはなりません。そのため、ビジョンの理念を実現することで、大きな負担を残すことなく、水道事業を将来の世代に引き継ぐことを目的といたしまして、財政計画を策定いたします。

そこで、次の2、公共下水道事業財政計画になります。

まず、(1) としまして、計画策定時における経済状況の悪化になります。人口減少等による水需要は、近年ではやや緩やかになってきたところに、今年度、新型コロナがありました。その影響により、大口需要者である企業の水需要は大きく落ち込み、今年度の下水道料金収入は減収を見込んでおります。また、新型コロナによる景気後退前の水準に戻るには2、3年後とも言われており、来年度以降も厳しい経営環境が想定されるところです。

途中で2ページに進みましたが、2ページをお開きください。

続きまして、(2) 経営の基本事項になります。アといたしまして、経営方針です。先ほど申しましたように、厳しい経営環境が想定されますが、今後、現状の資産を法定耐用年数どおりに更新しますと、令和3年度からの10年間で、年平均で16億円、令和13年度からの10年間で、年平均36億円と急増いたします。冒頭で申しましたように、令和8年度から本格的な更新が始まりますが、こうした更新需要に備えまして、更新時期の平準化、包括委託業務拡大の検討など、あらゆる企業努力を含めて、必要な財源の確保が必須となります。

そのため、計画の策定に当たりましては、①といたしまして、プライマリーバランスの確保など、健全経営を推進し、経営基盤の強化を着実に進めること、次に②といたしまして、管渠や施設の更新・耐震化を推進するとともに、雨水による浸水対策を適切に実施するため、経営資源を適切に実施するため、経営資源を適切に投入すること、そして、③といたしまして、健全経営を進めるために企業努力に努め、使用料改定に係る市民への負担を最小限のものとすること、この3つを経営方針として定めるものでございます。

次に、イの計画期間ですが、(ア) といたしまして財政計画期間と書いていますが、財政計画期間につきましては、令和3年度から12年度までの10年間といたします。次に、(イ) の使用料算定期間につきましては、目まぐるしく変化する社会情勢に的確に対応できるよう、前期を令和5年度から8年度までの4年間、後期を令和9年度から12年度までの4年間といたします。

次に、ウの基本事項に移ります。この基本事項ですが、先ほど申しました経営



方針に基づきまして、経営の基本事項を5項目といたします。①としまして、使用料改定の延期でございます。3ページにお進みください。こちらは、新型コロナの影響による市民生活、あるいは市内経済活動などの回復は2年間と見込みまして、予定より2年遅れの令和5年度の使用料改定といたします。

次に②といたしまして、経営の健全性を確保するため、単年度純利益の確保といたします。

次に③といたしまして、補填財源残高の確保を掲げまして、計画の最終年度である12年度には、令和2年度の新型コロナによる料金減収分の影響額、これは見込みですけれども、1億円を上乗せしました21億円を確保するとともに、計画最終年度には、災害復旧費として公共下水道事業基金を新設し、3億円を確保いたします。

次に④といたしまして、プライマリーバランスの確保と企業債残高の縮減を掲げ、計画最終年度には残高の縮減を県平均水準以下となるように努めます。

最後に⑤といたしまして、一般会計からの基準外繰入金の解消を掲げまして、後期の使用料改定による繰入金の解消に努めていきたいと思っております。

次に、(3)の財政計画の目標値になります。それぞれ項目ごとに目標を設定しておりまして、説明文の下に表で表しています。令和元年度末、2年度末の現在の数値、そして具体的な目標の数値をいつから、あるいはいつまでに達成するのかという構成になってございます。

次のページからの説明になりますが、まずは経費回収率のお話になります。アの経費回収率です。この経費回収率ですけれども、下水道使用料で回収すべき経費をどの程度賄われているのかという指標になります。こちらは100%以上が健全であります。しかし、現時点では100%を割ってございますので、前期の使用料改定によりまして、早期に100%以上とするべきでございますが、一方で急激な改定は市民負担の急な増大となります。そのため、前期の使用料改定では、負担を最小限に抑えまして、97%以上を維持するものとします。後期の改定以降は、100%以上を維持する目標といたします。

4ページをお開きください。次は、イの総収支比率でございます。これは、営業費用、営業外費用、特別損失の合計である総費用が、営業収益、営業外収益、特別利益の合計である総収益で、どの程度賄われているかを示す指標です。この100%を下回っている場合、健全経営とは言えませんので、単年度黒字を確保するため、毎年度100%以上を目標といたします。

次に、ウの補填財源残高です。こちらは建設改良費などの財源になり、本格的な大量更新を迎える前に、計画どおりしっかりと積み上げていく必要がございます。また、今年度におきましては、水道事業において、新型コロナの影響によ

る水道料金減額措置の財源としても活用しております。

そうしたことから自然災害等の理由により収益が全くなくなっても、大規模修繕や企業債の償還金への対応ができること、また新型コロナと同様の事態があっても柔軟に対応できるよう、前計画で設定した20億円に、今年度の新型コロナの影響額、見込みですけれども、1億円を上乗せしまして、令和12年度には21億円を確保することを目標といたします。

次に、5ページにお進みください。エの公共下水道事業基金です。こちらにつきましては、事故や災害等が発生した場合に備えまして、補填財源が目標額に達する12年度に設立する予定でございます。なお、目標額につきましては、熊本地震において、熊本市の災害復旧費用査定額を参考に算出した4億円といたしますが、そのうちの3億円を設立時に積み立てるものでございます。

次に、オの企業債残高です。これまでも企業債残高の縮減に努めてきましたが、企業債残高の下水道使用料収益に対する割合が、県下で高い水準にあります。そうしたこともありまして、今後もプライマリーバランスの確保に努めて、令和12年度末には企業債残高を190億2,200万円まで縮減いたします。

6ページをお開きください。6ページを開けましたら、すぐ表が出てくると思いますが、こちらが県下の残高、下水道使用料、そして割合を示した表であります。表の一番下の行の右端に平均値を示してございます。令和元年度の数値ではございますが、その表にある平均水準以下とすることも、併せて目標といたします。なお、三浦市の下水道使用料につきましては、括弧書きで推計値と表記してございます。こちらにつきましては、令和元年度決算時に法適化されておらず、特別会計での決算となっており、そのため消費税抜きでの数字は出していないとのことでしたので、本市におきまして機械的に推計した数字となりましたので、そのような表記とさせていただきます。

続きまして、カの一般会計からの繰入金です。公共下水道事業につきましては、汚水処理と雨水処理で構成されています。雨水処理に係る事業は、その原因者が下水道使用者でないことから、その費用は公費で負担すべきものとされているため、一般会計から繰入れされており、また汚水処理に要する費用の一部も同様に繰入れされています。

こちらにつきましては、総務省が定めた基準によって、公費からの負担が認められており、このことを基準内の繰入金と言います。一方で、この基準内の繰入金をもってしても、市民負担をなるべく軽減するというに伴う使用料の抑制によりまして、使用料の収入不足が生じます。そうしたことによりまして、基準を上回る公費からの負担、いわゆる一般会計からの繰入金を現在もいただいております。この一般会計からの公費基準を上回る一般会計からの繰入金

を基準外の繰入金と呼んでおります。先ほど言いましたように、現在、上下水道局の財源としてございます。

平成28年度に地方公営企業に移行しましたが、経営基盤はまだ脆弱であることから、経営基盤の強化と今後訪れる大量更新への備えを両立しなければならない状況であることを鑑みまして、基準外繰入金の額は、経営状況を勘案しながら、逡減させることとしまして、令和9年度に基準外の繰入金をゼロ円、いわゆる解消するように努めていきたいと思っております。

次に、(4)の使用料の改定でございます。7ページにお進みください。これまで、財政計画におけます経営の基本方針、また、それを基に各目標を示したところではありますが、万が一、使用料改定を行わなければ、前回の上下水道審議会で説明したとおり、令和10年度には補填財源が底をつき、安定経営できないこととなります。

しかしながら、新型コロナの影響により、市内経済が停滞している中、利用者に大きな負担を求める前に、最大限の企業努力を発揮する必要もあると考えております。

そのため、令和3年度に5%の使用料改定を計画していましたが、補填財源を活用し、経営が最低限維持できると見込まれます令和2年度から3年度の使用料改定を見送りまして、令和5年4月に5%、令和9年4月に同じく5%の使用料改定を行う計画といたします。

ただし、現時点におきましても、新型コロナの影響について全く見通しが立たない状況でありますので、今後も状況が変わらないようであれば、市民生活等や市内経済の動向を見極めつつ、再度見直しを検討いたします。

次に、(5)の財政計画における主な算定条件ですが、後で説明する資料2-2の財政計画表の作成に当たる算定の主な項目を列記してございます。

次に、(6)の企業努力です。使用料改定などにより適正な負担を求める必要もありますが、健全経営のための自らの努力も必要であり、その努力項目を示してあります。それでは順に説明していきます。

まずは、アの下水道汚泥の有効活用です。汚水処理に伴い発生する汚泥につきましては、平成27年度からの汚泥乾燥技術の実証実験、B-DASH事業と呼んでいますが、それにより汚泥の処分費の削減、乾燥汚泥の肥料などとしての利活用に取り組んでいます。8ページをお開きください。この実証実験は、令和5年度末で終了となりますが、持続可能な社会形成の観点からも、今後も継続して実施していきたいと思っておりますので、適正な維持管理により汚泥乾燥設備の延命化に努めるとともに、引き続き処分費の削減や再資源化などに取り組んでいきます。処分費の削減による効果の見込額としては、4億円を見込んでご

ざいます。

次に、イの公民連携の推進でございます。上下水道料金の徴収などを委託している包括委託業務ですが、排水に係る工事申請の審査に関する業務を新たに加えるなど、包括委託の拡大により940万円の人件費削減を見込みます。

次に、水道事業におきましては、職員不足の中においても、大量更新への対応や事業のスピードアップ化などを図るため、事業の複数年分の設計等を民間発注いたしますDB方式を導入する予定でございます。下水道におきましても、将来同様のことが想定されるため、DB方式などの新たな公民連携の研究を進めてまいりたいと思います。

それでは、9ページにお進みください。オの企業債借入れ条件等の見直しでございます。公共下水道事業に充てる企業債につきましては、国の政策的意図から現在0.009%と低い利率になっています。この点において、水道事業と同様の企業債借入れ条件の見直しを行いましても、計画期間中における支払利息の軽減効果は、水道事業につきましては約1億円が効果額と出ておるんですが、下水道につきましては約29万円と微小なものとなります。

しかし、借入れ条件の見直しの効果は、利息負担の軽減とともに企業債残高を早く削減できることにあります。このため、さらなる将来負担の軽減を図るため、これまでの元金措置期間を設けた元利均等償還から同期間を設けない元金均等償還に変更いたします。

これによりまして、令和3年度以降の企業債借入金の残高につきましては、令和12年度末で10%の削減を見込んでございます。

次に、エの水洗化の普及促進です。こちらにつきましては、下水道に未接続である施設などにつきまして、重点的に訪問する施設などを定め、公共下水道の意義や排水設備の設置義務などの説明を粘り強く行い、委託業者と連携し、接続率の向上に努めます。接続率の向上によりまして、6,700万円の増収を見込んでございます。

10ページをお開きください。最後のページとなります。次は、オのその他の企業努力策です。ここからの企業努力策につきましては、効果額としては明確にお示しできない項目となります。まず、1つとしまして、(ア)の広域化・共同化ですが、近隣事業体との情報交換を行いながら、施設の共同設置、また共同利用などの可能性について、検証を行ってまいります。

最後に(イ)の未収金の解消でございます。現在の包括委託業務の継続とともに、既存の請求による請求方法や支払い方法の拡充の検討を進めていきます。

以上が、財政計画の説明となります。

○茂庭竹生部会長 ありがとうございます。大分長い説明になりましたので、

ここで10分ぐらい休憩を挟んで、次の説明を受けたいと思います。ただいま私の時計で49分ですので、3時ジャストまで休憩させていただきます。

( 休 憩 )

○茂庭竹生部会長 よろしいでしょうか。お揃いのようなので、ちょっと予定より一、二分早いんですけれども、再開させていただきたいと思います。

それでは、議事1の財政計画について、事務局から説明をお願いいたします。

○課長代理(経営担当) 引き続き説明させていただきます。

資料につきましては、資料2-2を御覧ください。この資料2-2ですが、まず、前回の上下水道審議会でお示しした際には、1枚目に汚水及び雨水の収益的収支予算、2枚目に汚水及び雨水の資本的収支予算で、その下に補填財源や繰入金などを示しました表となっておりました。

今回お示しした表につきましては、1枚目に汚水の収益的収支予算及び資本的収支予算、2枚目に雨水の収益的収支、また資本的収支予算といった構成にしております。これまで汚水と雨水が入り混じった予算を、汚水は汚水、雨水は雨水で分けた表に変更したということがございます。

また、これまでに2枚目の最後に示しておりました、補填財源とか企業債残高、そして繰入金などの表につきましては、御覧のとおり、1枚目の下に持ってきました。こちら変更箇所となります。

なお、補足といたしまして、この補填財源とか、企業債残高につきましては、汚水及び雨水の合計に関連しての数字となりますので、御承知おきいただければと思います。

また、今回説明用といたしまして、最上段にアルファベットで左端に通し番号を入れております。あくまで説明用ですので、最終的に上下水道ビジョンにとじ込む際は、この部分につきましては削除いたします。

それでは、1枚目の左端の通し番号5の行を御覧ください。字が小さくて申し訳ないんですけど、5を御覧ください。ここには、財政計画の期間を黒い線で囲んで示しております。こちらは平成28年度から令和2年度までの期間を示して、四角で囲んでおりますが、これは前計画期間の5年間の囲みで、3年度から12年度のところを見ていただきますと、3から10を囲んでおります。これが括弧で10年間となっておりますが、今回の財政計画期間となります。そのすぐ上の茶色で囲みました部分が、使用料算定期間と改定率を示しております。5年度から8年度の前期4年間の使用料算定期間で5%の改定、9年度から12年度までが後期4年間の期間で、同じく5%の改定となっております。

それでは、そこから左斜め上の薄い茶色の線で囲まれた部分を御覧いただきます。最上段のアルファベットで言いますと、EからLの列の部分です。使用料

改定率は、先ほどご説明したものを省きまして、その下の基準外の繰入金です。令和3年から令和7年が2億円、令和8年が1億円、令和9年以降がなしとなっております。これにつきましては、左側の通し番号15の行を御覧いただけますでしょうか。この15の行の右のほうに行っていただくと、基準外となっております。こちらにつきましては、この行の茶色の線で囲んだ部分、令和3年度から12年度を四角で囲んでいますけど、ここの部分を示したものでございます。また、この基準外につきましては、下に行っていただくと、下のほうの通し番号51番の行につきましても、ここで再掲してございます。

それでは、一番上の茶色の線で囲んだ部分にお戻りいただきまして、企業債借入額の部分を御覧ください。こちらにつきましては、汚水と雨水、それぞれ書いてございますけども、通し番号32番を御覧ください。通し番号32番の企業債の令和3年度から12年度までの茶色の線で囲んだ部分です。次に、雨水につきましては、お手数ですが2枚目を御覧ください。通し番号でいきますと、104番、同じく令和3年度から12年度の茶色の線で囲んだ部分となります。また、プライマリーバランスの確保といった意味で、両端から茶色の点線が下に伸びてございます。ちょっと薄いんですけども、伸びた先の部分は、企業債償還金を囲んでいる部分でございまして、償還金以下に借入額は抑えていますよといった表記にしております。

1枚目にお戻りいただきまして、通し番号の38番を御覧ください。38番を見ていただきますと、建設改良費となっております。こちら、建設改良費の横に括弧書きで示していますが、先ほど下水道施設課から報告もありました汚水の施設整備計画事業費の部分で、この行の令和3年度から12年度に数字が入っております。

行ったり来たりで申し訳ないんですけども、2枚目を御覧ください。雨水の施設整備計画につきましては通し番号の107番に、令和3年度から12年度の部分に雨水の施設整備計画の事業費が入っております。

次に、企業努力策による効果額を反映した部分の説明になります。なお、効果額につきましては、括弧書きで表示してございます。1枚目にお戻りいただきまして、通し番号9番の行を御覧ください。9番の行に行きますと、これは下水道資料量の部分ですが、括弧として、接続率向上による効果額ということになります。令和3年度でいえば、900万円の増収となっております。以降、増収の数字を表記してございます。

次に、通し番号21番の行のB-DASH事業による処分費の削減額を示しておりますが、令和3年度に4,000万円の削減となっております。以降、削減の効果額を表記してございます。

次に、そこから3行下、通し番号でいきますと24番の行になります。こちらにつきましては、包括委託業務の拡大によります人件費の効果額となりますが、5年度からのスタートとなります。5年度から三角、1と書いていますので、三角、100万円で、6年度、7年度と続いて表記をさせていただきます。

それでは、次にその他の部分について、簡単に話をします。通し番号の41番を御覧ください。基金繰入金とありますが、先ほど財政計画の説明の中で、公共下水道事業基金を令和12年度に設立するという話をさせていただきました。目標額の4億円のうち、3億円を積み立てるといった説明をさせていただきましたが、この基金の繰入金の行、12年度のところを御覧いただくと、積み立てる3億円を計上しているような表記となっております。

次に通し番号47番の行を御覧ください。47番の行ですが、茶色の線で囲んでいます補填財源のところですが、目標で示しました計画の最終年度である12年度は目標額21億円を確保ということで、茶色の線で囲んでおります。8年度につきましては、その半分の10億円を確保できているというところの意味でございます。

次に、48番の行の企業債残高です。令和2年度と12年度に、それぞれ茶色の線で囲んでございますが、徐々に残高が縮減されているのが分かるかと思えます。目標値として、12年度を御覧いただくと、190億2,200万円としたもの、こちらがこの12年度の箇所を示したものでございます。

次に、通し番号53番を御覧いただけますでしょうか。総収支比率でございます。目標値は、財政計画期間の毎年度末100%以上ということを目標としておりましたが、茶色の線で囲んでいますとおおり、財政計画期間、令和3年度からスタートとなりますが、そこから100%は維持するといったことの意味でございます。

すぐその下、通し番号でいきますと54番、経費回収率です。目標値は、令和5年度の前期使用料改定以降は97%以上とし、令和9年度の後期使用料改定以降は100%としていますという説明をいたしました。その部分を茶色の線で囲んでございます。

次に、通し番号が飛びますが、58番を御覧ください。接続率と書いていますけれども、これは財政計画の説明におきまして、企業努力として水道の接続率の向上を挙げてはいたしましたが、その箇所を示したものでございます。

その他、順に管路の耐震化率、管路の更新率、職員数といったものをお示しております。

それでは、もう1枚の参考としております財政計画表を御覧ください。こちらでは、先ほどの資料2-2の財政計画表との違いを説明したいと思います。

通し番号3番の行にあります茶色の線で囲まれた使用料算定期間を御覧いた

だけますでしょうか。こちらは、トータルの料金算定期間は一緒でございます。ですが、前期算定期間が3年、先ほどの4年ですけれども、こちらは3年で、改定率は7%、後期算定期間が5年で改定率は5%となっております。先ほどお話ししましたように、前期の算定期間と前期の改定率に違いがございます。そのため、前期の料金改定率が高いことから、通し番号の8番を見ていただきたいんですが、8番につきまして、下水道使用料が書いてございますが、こちらの10年間のトータル額は、右側なんですけれども、224億5,700万円、先ほどの資料2-2の財政計画表より4億5,400万円多くなるということになってございます。

次に、飛びますが通し番号32番を御覧いただきますと、汚水の企業債の部分になります。企業債に関しましては10年間で43億7,300万円となりますが、先ほどの財政計画表より3億7,100万円低くなります。通し番号の40番の企業債償還も10年間で149億5,000万円となりますが、先ほどの財政計画表と比べると、1,800万円低くなるということになります。

また通し番号が飛びまして47番になります。補填財源残高ですが、12年度では21億円と同額となります。ただし、その下の通し番号48番の企業債残高の部分ですが、先ほどの財政計画表より3億5,200万円少ない186億7,000万円となります。

以上が、財政計画表の主な項目の説明となります。今回、お出ししました資料2-2と、今御覧いただいております参考の財政計画表につきましては、幾つものシミュレーションを重ねまして、そのたびに財政計画表を作成しました。シミュレーションを重ねて局内で検討した結果、最終的に絞った2つの案というのが、この資料2-2と参考の財政計画表でございました。

こちら、最終的に絞ったものを比べたものが、資料2-3でございます。資料2-3を御覧いただけますでしょうか。こちらは、上段が資料2-2、最初のほうに見ていただいた財政計画表、下段が今見ていただいた参考の財政計画表となります。

1点訂正をさせていただきたいんですが、この表の各項目が書いてございます一番上を見ていただくと、パターン、その右が前期使用料算定期間、その隣が改定率となっております。その右側、前期使用料算定期間と書いてございますが、こちらは後期の誤りでございます。お手数ですが、訂正をお願いいたします。

それでは、説明に戻りたいと思います。

そうしましたら、この表でいきますと下のパターンの参考という部分を御覧ください。こちらにつきましては、改めて説明いたしますと、参考のパターンと



しまして、前期使用料算定期間は3年間、令和5年度から7年度の3年間で、改定率は7%、後期期間は8年度から12年度の5年間で、改定率は5%としてございます。

補填財源につきましては、前期使用料算定期間末の7年度が11.5億円、最終年度末が21億円確保となります。プライマリーバランスは黒字を確保してございます。企業債残高につきましては、2年度末から12年度末の10年間で、113.1億円縮減ができるといった表でございます。基準外繰入金の解消につきましては、令和8年度に解消といったこととなります。

メリットといたしましては、補填財源の目標額は計画どおりに確保、またプライマリーバランスは黒字を確保、企業債残高の縮減額が資料2-2より大きく、また基準外繰入金の解消が1年早くなります。こちらが主なメリットとなります。

次にデメリットということなんですけども、前期の使用料改定率が、資料2-2に比べまして、2%高いです。使用料改定の間隔も3年と短くなります。市民の負担感を考えますと、資料2-2に比べ、負担は重いのかなといったこととなります。

それでは、上段のほうの資料2-2について、説明をさせていただきます。

前期の使用料算定期間は5年度から8年度の4年間、改定率は5%、後期の期間は9年度から12年度の4年間、改定率は5%、補填財源は8年度末に12.1億円、最終年度末は21.0億円、企業債残高の縮減額は109.6億円で、基準外繰入金の解消は9年度となります。

まず、メリットといたしましては、前期の使用料改定率が、先ほどの参考の財政計画表より低い、また改定の間隔が4年間と均等でございますので、参考と比べますと、市民の負担感につきましては最小限のものとなります。

補填財源につきましては、目標どおりの確保、また企業債残高も縮減でき、109.6億円の縮減となります。

デメリットといたしましては、企業債残高の縮減額が、先ほどの参考と比べますと小さく、また基準外繰入金の解消が、先ほどの参考より1年遅いといったことが挙げられます。

以上、この2つの案を比較しますと、参考のほうは、企業債残高の縮減額が大きく、将来負担の軽減という点では優れていると言えます。また、基準外繰入金の解消も1年早い、さらには当初予定していた前半の改定率は5%だったことを考えますと、2年遅れとなる使用料改定となりますので、それを取り戻すために7%にすることというのは妥当であると思います。

しかしながら、今回、財政計画の策定に当たりましては、使用料改定あつての

計画となります。資料2-1の財政計画の経営方針の中では、使用料改定に係る市民への負担を最小限のものと示してございます。このコロナ禍が5年度には回復する見込みとしておりますが、回復後の直近に新たな負担を求め際には、最小限に留めるべきだと考えております。

また、市長も同様に、使用料改定に当たりましては、改訂するべきだとした一方で、市民への負担は最小限のものであるべきとの話がございまして、資料2-2ということにしたいという最終的な判断をいただきました。

以上のことから、使用料改定による市民への負担を最小限のものとし、補填財源並びにプライマリーバランスの黒字の確保もでき、将来負担の軽減も十分できる資料2-2の財政計画表を令和3年度からの財政計画表として定めるものでございます。

長時間になりましたが、私からの説明は以上となります。よろしく申し上げます。

**○茂庭竹生部会長** ありがとうございます。財政計画について説明いただきました。御質問、御意見お願いいたします。いかがですか。

**○石川順一委員** 2-2の表ですけれども、2、3点あるのですが、まず24番の行の民間委託の関係について、効果の発揮が令和5年からになっているのですけれども、これは3年、4年は見込まないのかというのが1点。

それと、B-DASHの関係ですが、前計画では50という効果があったのが、40になってしまうというのはなぜなのかというのが2点です。

つまらない話ですが、もう1つが汚水のほうと雨水のほうで、両方とも使用料が書いてあるので、雨水のほうについては、使用料は関係ないと思うので、ここはわざわざ書かなくていいのかなというよう気がいたしました。

総括的な話ですが、使用料の改定等につきまして、今、徴収事務についての手引を作成しております、うちの協会のほうで。今後、そういった徴収事務に関して包括民間委託でやられているという話もありましたので、そういったやり方なんかについても、いろいろと教えていただきたいなという点と、加えて、うちのほうのそういったものが参考になるのであれば、今度、使用料の算定法のシミュレーションとかも、そういったシステムをつくっていかうと思っておりますので、ぜひ参考にしてもらいたいなと思っております。

使用料についての5年間と4年間の考え方とかも、いま一つ分からなかったもので、例えば、2ページ目のほうで、多分2年間は使用料の算定期間には入れないという考えかと思うのですけれども、実情、計画は恐らく3年から始まると思うので、算定する期間は3年から入れてもいいのではないかと私は個人的に思うのですが、分かりづらさがあって、2年間は飛ばして5年間から見るという

手もあるのでしょうか、恐らく計画論からいったら、3年からどうだったかということを見込みながら、改正についてとか編成についてどうかということを考えるべきじゃないかと思うので、ここの表現の仕方としては、使用料算定期間は令和3年から、例えば5年間ずつなのか、今回、使用料を改定するタイミングまでバランスをとってやるのか。加えて、実際、先ほど申し上げたパターンでいくのであれば、5%、5%でレベルアップしていくのであれば、その段階で判断するというふうになるかと思うのですけど。

すいません、ちょっと雑な話だったんですが、最後に話した使用料の関係については、ちょっとシミュレーションかけるタイミングを3年から始めて7年までにするのか、8年までにするのか。8年で改正することを見込むのであれば、8年でやってみて、5%が適切なのかどうかということも、ここで改めてやるというような表記のほうが、今は基準は5%でいいと思うのですが、そのほうが分かりやすいのかなという気がしたんですけども、それを追加で意見させていただきます。

**○経営総務課長** まず、包括委託の効果が5年度からというのは、新たに事業者を選ぶプロポーザルをやって、業者替えといいますか、それが5年度からになるので、その時点で審査業務を包括委託の中に新たに入れていくことによって、市の職員の人件費を減らすことができると見込んでおりますので、5年度からの効果というふうにさせていただいております。

**○処理場担当課長** B-DASHの効果については、前計画5,000万円、これは平成27年度の汚泥の処理単価を考えておりました。ただ、その後、汚泥の処理単価が全体的に下がっておりますので、新しい計画ではその分、当初毎年約2億円近くあった部分が、約1,000万円下がって、5%程度下がりましたので、その部分を考慮して、効果額としては1,000万円下げることになりました。

**○経営総務課長** 雨水に関しましては、これは全額公費の負担となりますので、使用料収入の欄は設けていないということになります。

それと、徴収事務の手引きでは、また私どものほうの仕様を、これについて参考にしていただければと考えております。

あと、算定期間の問題でございますけれども、確かにおっしゃるとおり、3年度、4年度の結果があって、5年度に5%でいいんだよというようなことになりかと思っておりますので、ここでは今、分かりやすさ重視でやっておりますので、これについては、後ほどまた改めて検討させていただいた中で、来月17日の審議会で最終版をお示ししたいと思っておりますので、その中で明らかにさせていただきたいと思っております。

**○茂庭竹生部会長** よろしいですか。

○石川順一委員 はい。

○茂庭竹生部会長 ほかに何かいかがでしょうか。どうぞ。

○松原沙織部会長代理 教えていただきたいんですけども、資料2-2の47番のところに、補填財源残高というのがあるんですが、例えば、補填財源残高の4億円というのが28年度に計算されているんですが、これというのはどこから持ってきている数値なのかという点が、この上の表から出されるものなのかというのを1つ教えていただきたいのと、補填財源というのと公共下水道事業基金というのとは、文章を読んでも、本質的には同じ内容に思えるんですけども、補填財源という形で積み立てていく形では駄目なのかというのと、あと補填財源というのとは、41番にある基金の繰入額というのが一気に3億円計上しているんですけども、補填財源残高の上昇率を見ると、そこまで大きくないですよ。なので、一気に3億円も積み立てる必要があるのかという、この3点を教えていただければと思います。

○経営総務課長 まず、補填財源残高の数値は、この表のここからここを引くと出るといえるものではないです。大変複雑な結果によって、これがもたらされることとなります。

基金のお話ですが、確かにおっしゃるとおり、補填財源残高と似たような性格のもの。

○松原沙織部会長代理 趣旨が似ていますよね。

○経営総務課長 そうですね。これは、イメージとしてになるんですが、別のお財布、これだけは使わずに取っておくよと。補填財源の中に混ぜてしましますと、その時々で、こうやって上下動が激しくなってしまうので、この基金のお金だけは、災害時のときに使えるようにしっかりと取っておきたいという意味で、別立てをするということになります。

一気に3億円積まなくてもいけるんじゃないかということなんですけれども。

○上下水道局長 私のほうからよろしいですか。水道事業基金、下水道事業基金にしても、基金というのは条例制定が必要なんです。補填財源の中で、基金に積み立てる金額については、松原部会長代理が言われるように、きちんと内部留保を積み立てていくことによって、どこで条例として定めていくかというタイミングになりますので、どうしても補填財源残高の最終目標年度である12年度にならないと、3億円という形である程度固まったお金で条例制定して、そこにお金を入れるということがなかなか難しいということから、そういう手続論の関係で、12年度に持っていっております。そのため、それまでの間で少しずつ積み立てていくというのは、補填財源残高の中で一緒にプールしていくということの考え方ですので、言われている趣旨は松原部会長代理の言われてい

る形と同じになっております。

○松原沙織部会長代理 では、補填財源残高のほうから最終的に基金繰入金に移すという理解なんですか。

○上下水道局長 おっしゃるとおりです。

○松原沙織部会長代理 ありがとうございます。

○上下水道局長 そのときに条例を制定して、その中に入れると。基金に積み立てますと、基金を取り崩して使うときには、資本的収支支出に充てられる収入としか充てられないんですね。補填財源残高に入れておきますと、収益的収支であっても、収益的収支のほうに入れられるということになりますので、この辺が資金の調達部分、投資のほうの考え方にちょっと左右されます。

それと、先ほど石川委員のおっしゃられていた、次の後期の料金改定のタイミングのときにもう一度シミュレーションし直すべき、それらをもう少し明記してはどうかということのお話があったのですが、料金算定期間ということで、前期と後期で分けていますので、後期については、当然その前に議決を受けて、議案として改定をしていくということになります。そのため、その段階でもう一度、本当にこれだけのお金が必要なのかどうかについては、もう一度事業計画の見直しをして、そしてシミュレーションもかけますので、これは現行の計画でも同じ形になっております。従って、明記までは不要かなと考えております。以上でございます。

○石川順一委員 分かりました。

○茂庭竹生部会長 ほかにいかがでしょうか。

私から1つだけ確認させていただきたいんですけども、2-2の資料で、Gの欄の54番、経費回収率とありますね。この年だけ異様に経費回収率が高いんですが、これは何か意味があるのですか。こんな経費回収率が続いたら、うれしくてしょうがないんですけど。

○上下水道局長 28年度については、秦野市が企業会計に移行した初年度ですので、打切り決算を経て、この形にしておりますので、数字的には大分、通常の年よりも違う変動要素が高いということと、それから、経費回収率で出てくる中では繰入金として、基準内として認められたものが、その基準内から外れています。28年度のときには、基準内のほうが少し大きかったんですね。29年度に国のほうから分流式経費に関わる基準内と基準外についての考え方がきちんと示されましたので、29年度はそれに合わせまして数字を算定し直しておりますので、ここに大きな差が出てきているということになっております。もともとは制度化されていたんですけども、細かい部分まで総務省から御通知いただいたのが初めてで、ここで分かりましたので、そのため29年度以降、特

に30年度、基準外という部分がいきなり多く発生しているところがあります。以上でございます。

○茂庭竹生部会長 分かりました。まあ、本質には関係ないことですが、ほかにいかがでしょうか。

○石川順一委員 すいません、もう1つだけ。冊子のほうの10ページの広域化・共同化の件でございますが、令和4年度までに県のほうで策定義務があつて、実は来週、その関係の委員会をうちのほうで開くんですけども、その際、やはり国のほうで新たな取組の県の指針とか、今、新しい試用版ができて、また国のほうも法制を改正するという話が出ています。その辺を少し見込んで、場合によっては、広域化・共同化を進めていく、もしくは、さっきフォーカスがあつたんですけど、コンセッションとか、そういうところも含めて、経営の改善をしていくという新しい方針が、もし追記された場合、1度、この計画が立てられた後に、また改めて新しい見直しとか、そういったことがプラスアルファでされていくのかなと思つたのですが、広域化・共同化のあたりなんかはまさにそういった感じがしたので、少し膨らませて書いたほうがいいのかと思つつつ、まあ、市としてはなかなか、ここは書き切れないというところがあるかと思うんですけども、県のほうでやっていく広域化・共同化計画と共同でいろいろ取り組んでいくとか、そんな表記があつたりすると、よりリアリティが高いのかなという感じがしました。

○経営総務課長 ありがとうございます。確かに随分と引いた表現に、ここはなつていふと思うんですね。いろいろな場面で検討の場が設けられているんですが、やはりその進捗を見ると、ここまで引かざるを得ないのかなというところで、一方で、今新たな方針が示されるというようなお話もありましたので、その辺りはちょっとタイミングを見極めながら、この当初の段階で入れることにするのか、あるいは、新たな何か大きな流れが生まれたところで改定という形で入れるのか、それをちょっと検討させていただきたいと思つています。

最終的に、議会の皆さんに報告をして、パブリックコメントを始めるというのが1月から2月にかけてになりますので、その時点までで、そういった動きが確実に見えれば、そういった表記にすべきだと思いますので、改めて検討はしてみることといたしますけれども、周りのいろんな情報とのバランスを考えさせていただきたいと思つています。

○石川順一委員 よろしくお願ひします。

○茂庭竹生部会長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに御質問、御意見ないようですので、事務局から説明のありました財政計画について、この部会では承認いたしたいと思つています。よろしいで

しょうか。

それでは、続いて「その他」の議題に移ります。

事務局から何かありましたら、お願いします。

**○課長代理（総務担当）** それでは、事務局から次回の開催日程について、御案内をいたします。

これまで、それぞれの部会で施設整備計画と財政計画を御審議いただきましたが、今回は全体の審議会を開催しまして、施設整備計画と財政計画を包含しました水道事業計画と公共下水道事業計画をお示しし、参加されていない部会の事業計画の内容を共有していただくとともに、御意見等をいただきたいと考えてございます。

また、現在、下水道法に基づく公共下水道全体計画の見直しを進めておりまして、この計画に基づき定める事業計画により、分担金の新たな負担区とその額を公共下水道事業受益者負担金に関する条例に定める必要がございます。このことについて、市長から審議会のほうへ諮問をさせていただきたいと考えております。

開催日時につきましては、先般、開催通知を御郵送させていただきましたが、11月17日火曜日、午前10時からの開催を予定しておりますので、御予定の確保をお願いいたします。

事務局からは以上となります。

**○茂庭竹生部会長** 次回の審議会についての御案内がありましたけれども、御意見、御質問ございますか。

よろしければ、特に御質問、御意見ないようですので、本日の審議は全て終了となります。

以上をもちまして、下水道部会を終了します。どうもありがとうございました。

午後3時40分閉会